

第八章 世界へ飛躍

APA

「弁理士の地域的国際団体をアジアに」。この構想を敏生が知ったのは、ベニスで行われた国際工業所有権保護協会（A I P P I）の総会で。提案者は湯浅恭三、猪股清、岡部正夫、浅村皓など日本の弁理士。欧洲にはその時すでにF I C P Iなどの地域的な弁理士組織が出来ており、B I R P Iにに対する強力な圧力団体を形成していたが、総会でそれを目の当たりにしていた敏生は、一も二もなく賛成。日本が中心になつて準備を進めてくれるよう強く要請するとともに、総会に参加していた韓国の弁理士李丙昊氏も共同加入を約束した。

B I R P Iは世界知的所有権機関（W I P O）の前身。工業所有権の保護に関するパリ条約と文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の合同事務局。W I P Oは、世界的に知的所有権の保護を促進し、国際条約の加入と各国内立法との調和を奨励する機関。

APA—アジア弁理士協会発足のきっかけは、B I R P Iへの参加が、従来の国単位から地域的国際機関の単位に変更されるという資格問題。一九六九年三月、B I R P Iの主催するジュネーブでのP C T（特許協力条約）準備会議でそれを知った日本の弁理士会代表浅村皓、岡部正夫、松原伸之の三氏は、早速、APA発足に動き出す。同年十一月にはAPA準備会の代表として湯浅恭三氏が台湾を訪問。台湾の関係者に経過説明を行つた。十二月二十六日APA発足、発起人大会および第一回APA理事会が東京で開かれた。

創設メンバーは日本、中華民国、韓国の三ヶ国。日本からは猪股清と湯浅恭三が、中華民国からは

李応臣と林敏生が、韓国からは李丙昊と梁才寬がそれぞれ理事に就任し、会長には湯浅氏、副会長には李氏と猪股氏が選ばれた。

十二月二十九日、BIRPIに会の設立とその主旨を報告。三十日、BIRPI事務局長Dr.Bogshから祝電が届き、AAPAは国際機関として正式に認知される。中華民国は創設メンバーの一つだが、対外的には Chinese National Group という名称を使った。

翌年、日本にAAPA部会が発足されたが、中華民国には、これに呼応する動きがまつたくなかつた。弁理士組合もなく、朝野の国際意識も低かつた当時にあつては、それもまた致しかたのないことか。

一九七〇年四月、敏生は、浅村皓、猪股清、岡部正夫、下坂スミ子、福田信行、李丙昊の各氏とともに、国際特許協力条約をめぐりワシントンで開かれた外交会議に、オブザーバーの資格で AAPA から派遣された。次いで七月末には、第一回 AAPA 東京総会および第二回理事会開催。参加メンバーは日、中、韓合わせて一二三名。次回の総会は台北で開かれることになった。九月、BIRPI が WIPO に改組。十一月には AAPA 第二回理事会がソウルで開催されたが、このとき採択された「東南アジア各国へ積極的に加入を呼びかける」決議を受けて一九七一年五月、林敏生は東南アジアに派遣され、香港、タイ、シンガポール、マレーシアを歴訪、各国の弁理士に AAPA 加入を呼びかけた。この間、AAPA の活動は精力的に進められていた。敏生は台湾にあつて、李応臣、張棟銘と第二回総会の台北開催に向け中華民国部会を発起、発足。内政部の許可も取得した。

理事長の人選には悩んだ挙句、大陸で行政院秘書長の要職にあつた端木愷氏が、政府とのパイプの強さから考えても最適と判断。早速、会見を申し入れた。

若僧と映ったのだろう。端木氏は敏生の言葉に半信半疑だった。APAA第一回東京総会の写真に、台湾代表林敏生の勇姿を見つけてようやく興味を示したものの、「忙しいからね。」と一言。態度は煮え切らない。

「御指導していただくだけでいいんです。あとの事は私がやりますから。」

「どうして私を？」

「よくよく考えた末のことです。他の人では皆が納得しません。……経歴から見て、現会長の湯浅さんが引退すれば、APAAの次期会長に最もふさわしいのは先生です。お考えいただけませんか？」

敏生の顔をまじまじと見つめていた端木氏の顔に、やっと笑みがこぼれた。敏生の説得工作は成功したのである。

端木氏は率直でユーモアがあった。APAA中華民国部会の理事長職は終生。敏生とは父子のような親交を結んだ。一九七四年、韓国総会の時には、二人連れ立つて釜山に一泊二日、遊んだこともあります。氏はのち東吳大学の学長を十年あまり勤めるが、その遺産は残らず大学に寄付するよう、亡くなる七、八年も前から遺言を残している。敏生はその人となりに大きな感銘を受けた。

当時の特許処は台南。中央機関の中で唯一台北にない役所であった。局長は向賢徳氏。在職二十数年。いろいろと評判のある人で、「向局長より長いのはFBIのフーバー局長ぐらいなもの。」と陰口をたたかれていた。

端木氏に理事長就任の内諾を得てから間もないある日のこと。権勢を誇るこの局長が敏生を訪ねに来るという。当時TIPLOの事務所は中山北路。階段で三階まで登らなければならない。喘息もちの局長を気遣つて敏生は、国賓飯店の喫茶店に会見の場をしつらえた。

「若いのに大したものだな。APAの部会を作るそ�だが、会長の人選は決まったのか？」威風堂々、单刀直入。さすがに年季が入っている。

「理事長には私が……」と言いかけて、敏生は向局長の顔をのぞきこむ。もちろん本気ではない。案の定、局長はじろっと目を見開き、信じられないという顔つき。そこですかさず敏生、「……とも思いましたが、まだ嘴が黄色い私のようなものでは……」。向局長はわが意を得たりとばかりテーブルを叩く。

「その通り！」とひと言。

余裕の敏生は頃や良しと、

「端木愷先生はどうでしょ？」

誰かに頼まれて來たのだ。人選の腹案も出来ていて、そこに「端木愷」の名前を聞いて、向局長は落胆の色を隠せなかつた。文句の付けようがないのだ。三十そこそこの若僧に機先を制せられて、彼はすごすごと帰つて行つた。

一九七一年七月。APA中華民国部会発足。國賓飯店で開かれた設立総会には会員七十五名が参加。理事長に端木愷、常務理事に林敏生、常務監事に涂芳輝が選ばれた。日本からは岡部正夫、浅村皓の両氏が駆けつけてくれた。こうして台湾に唯一の弁理士連絡機関が成立したのである。

弁理士の資格は会計士も取得できる。つまり同じ弁理士業界に弁護士系と、会計士系が共存している訳だが、互いに対抗意識をもつてゐる両者は、ややもすれば衝突する。設立総会にも両者の対立が持ち越された形。双方譲らず、議題はことごとく激論のすえ、票決となつた。ところがこの様子を見ていた岡部、浅村の両氏は、「民主的なやり方」だと賞賛。日本にも導入して新風を吹き込みたいと

も。日本では伝統的に会議は形式。事前の根回しで討議はほとんど尽くされているのだという。議案採択を意味する「通過！」という言葉は、そのまま中国語で採用したいと、まんざら冗談でもないようだ。

同年十月現在でAPA会員は総勢五〇九名。香港、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピンなどからも続々入会者が現われた。

APAは順調であつたが、ここに厄介な問題が持ち上がつた。中華民国が、国際情勢の急転直下で、国連から追い出されてしまったのである。APAの台北総会は一九七二年。予定通りに開催できのかどうか、皆が気をもんだ。

十一月中旬、東京で第四回理事会が開かれた。端木愷、敏生も列席。蒋介石の言葉「莊敬自強、処變不驚」を引用して態度を表明。大会は予定通り開催の運びとなり、準備作業をめぐる討議が行われた。

蒋介石に好感をもつてゐるわけではないが、この言葉には、人生の節目節目で味わい深いものを感じた。

不思議な縁でこの頃、蔣經國、当時の行政院副院長と話を交す機会を得る。仕掛け人は端木氏。国連脱退後の孤立の中、国際舞台で活躍する青年を表彰して、台湾の意氣あるところを内外に宣伝しようという提案は、国際関係に危機感をもつていた政府首脳部に受け入れられ「本省（台湾出身）の優秀青年」五人の引見が実現することとなつた。ところが、林敏生、陳燦暉、陳權太、陳繼盛の四人まではすんなり決まつたものの、五番目の本省青年がなかなか見つからない。已むを得ず外省籍の李志鵬を加えて数をそろえた。

敏生の話に副院長は眠気まなこ。発明や特許にはほとんど興味を示さなかつた。一人一人、順次に発言を終えて最後の李志鵬。「閣下！ わたくしは青年軍……」の一言にようやく目を覚ました様子の蔣経国氏。「第何期か？」と御下問。共通の話題を見つけて、その場は御両人で盛り上がつた。

さてその李志鵬。三ヶ月後の立法委員選挙に候補者として指名を受け、めでたく当選。久しく立法委員を勤めたあと司法院の大法官に就任する。敏生には印象深い事件であつた。

周到な準備を経て、APA第二回台北総会が一九七二年四月初め、無事開幕した。会場の國賓飯店は熱氣で沸き立つばかり。端木氏の招きで嚴副總統も参加。挨拶もいただいて、総会はいやがうえにも盛り上がつた。

総会後の選挙で湯浅恭三氏が会長に再任。副会長には李応臣、李丙昊、猪股清の三氏が選ばれた。参加会員は七ヶ国一〇四名。敏生はAPAの理事に改選。端木氏も名を連ねた。

一九七三年の香港理事会には、オーストラリアとニュージーランドがオブザーバーとして参加。APA加入の意図は明白だつたが、南太平洋地域をアジアと呼べるかどうかで、内部にまだ論議があつた。会議の席上、敏生は隣りに座つていた端木氏の耳元で、「入会賛成の発言を」と促したが、目立つことの嫌いな端木氏は「韓国にやらせればいい。」と知らぬ顔。「恩を売つておきましょよ！」敏生の意を悟つたのか、発言を始めるや立板に水。例の名調子で理事会全員の拍手喝采。オーストラリア、ニュージーランドの加入はその場で決まつた。

会議の後、両国代表がさつそく端木氏の元へ。感激を満面に表わして謝辞を述べた。両国はその後、われわれの提出する議案に極力支援を与えてくれることになる。同年、マレーシアも申請入会。APAのメンバー国はこの時点で九ヶ国に達していた。

中華民国は一九七二年にパリ条約への加盟を申請しているが、残念ながら条約を管理するWIPOには、受け付けてももらえなかつた。

「台湾」は、中華民国の国連脱退から、急成長する経済とは裏腹に、国際的にますます孤立してきた。「台湾」は国なのか地域なのか、自分でいくら主張しても、傍の見る目は全然違う。政治スローガンの数々は、われわれを窮地に陥れるだけ。何の助けにもなつていらない。

端木氏にAAPA中華民国部会理事長への就任をお願いした時、氏には将来、AAPAの会長になつてもらうという青写真を、敏生は描いていたのだが、時局がこんな具合では、まったく望みがない。一九七四年四月のソウル総会でも、副会長がやつとだつた。

一九七七年、これまで各所で国際的な圧力を加えてきていた中国が、AAPAの存在に目をつけ活動を開始した。バンコクで開かれた理事会に、中華民国および香港国旗の掲揚をやめるよう、中国大使館から抗議があつたのである。確執の由縁を解けば、優に数冊の本が書けるが、外国人の目から見れば、黄色い顔どうしで何をやりあつていいのか、さぞ不思議であつたろう。

理事会の対応は？国際場裏では義理人情は通じないというが、ここでは敏生の「国際人脉」が物を言つた。「メンバー国の国旗はすべて掲揚せず、新たにAAPA旗を設計する」。会長の日本人猪股清氏は「降ろせというなら中華民国のだけじゃなく、みんな降ろせばいいじゃないか」と侠気を示した。

AAPAはこの一手で、国際政治の争いを巧みに回避した。

国旗事件は落着したが、部会長の端木氏は八十を越える高齢。AAPAの会務に興味を持っていた王重石氏が、熱心に参加してくれるようになつたが、しかしそれも束の間、王氏は一九八二年三月、

第四回商標問題研究会議参加のためシンガポールに向かう途中、空港で心臓発作。不慮の死をとげた。

敏生はこの年の十月、タイで開かれたAPA A総会で副会長に就任している。

さてまた中国の動き。国旗問題の干渉はうまくはねつけたが、もう一つの切り札である名称問題は、APA Aにとつても避けては通れぬ頭の痛い問題。何とか対策を練つておかなければならぬ。名称はずつと Chinese National Group を使つていたのである。

この年も押し迫った頃、新任のAPA A会長岡部正夫氏が、副会長の浅村皓氏、理事の瀧野秀雄氏、会員の藤本博光氏を引き連れて訪台。WIPOが中華民国の名称問題にコメントしてきたことを知らせてきた。公式に書面で問題を提起する前に、非公式の討議で解決策を講じたいという日本の友人たちの好意であった。

三月、敏生は中華民国部会を代表して訪日。台湾側の立場を岡部会長に説明。権益の擁護で了解を得た。

一九八三年、APA A理事会が台北來來大飯店で行われた。盛況はいつものとおり。評判も良かつた。

一九八四年、中国は翌年の特許法実施にむけて本格的に動き出してきた。APA Aへの興味も白熱化を呈し、各メンバー国への強力な働きかけが始まる。わが方の代表にも、何となく居づらいような無形の圧力が感じられた。何しろ参加国代表のほとんどが、「中国が加入したら台湾はどう対応するのか?」とわざわざ尋ねに来るのだから。

神秘のベールを取り払つた中国に、誰もが新鮮な魅力を感じていた。それに対し台湾がどのような対応を示すか、第三者にとつては興味津々。これまで一緒にやつてきた世界の仲間が、敵に回るか味

方に付くかは別にして、台湾にかかるプレッシャーは相当なもの。われわれと親交の厚い友人たちも苦しい立場に追い込まれていた。旧友を見捨てるわけには行かないが、大陸は業務開拓の新天地。何とかして接触したいという気持は誰にもあつた。こうして APAA の中にも、やむむちない雰囲気が漂いはじめたのである。

マレーシアで開かれた理事会の席上、岡部会長が中国の加入について敏生の意見を聞いてきた。

「理事会が決めることです。われわれは決定に従うだけです。」と敏生。

「中国が China の名称を使つたら？」

「二つの団体を区別するため、われわれは Taipei China、向こうは Beijing China を使えばよい。向こうが Mainland China を使うなら、こちらは Taiwan China を使う。いずれにしても対等にしなければならない。」

会場から笑いが起つた。だが敏生は続けて、

「これは笑えるような話じゃないんですよ。台湾は小さいから大陸と対等でなくともよいと考えておられるのでしょう。しかし台湾と大陸の問題は本質上、南北朝鮮と同じ問題なんです。つまり対等かどうかといふことです。」

この時の会議は討論だけで終わり、決議は行われなかつた。

一九八七年、端木愷氏死去。中華民国部会の理事長は敏生が引き継いだ。

「台湾名称問題」をめぐつて、APAの理事たちは衆議に衆議を重ね知恵をしぼつた。その結果、政治不関与を最高原則として掲げ、これまで National Group としていた区分を、Recognized Group に改めるという大胆な手を考案した。これはつまり大会定款の修正を意味する。確かにこの区分を使

えば、台湾澎湖金門は中華民国の法律が管轄する法的領域となつて、中国の法的領域とは区別される独自の実体になる。

この斬新な改革プランは、一九八八年のソウル総会で採択。理事会の配慮に敏生はとても感激した。台湾問題のために大会の定款を修正するとは、APAA創設以来の快挙である。

「総会は、それぞれ独自に管轄される法的領域が、自らのために名付けた名称を尊重しなければならない」という敏生の提案も、広く賛同を得た。

中華民国部会ではこれを受けて、名称の検討に入った。案は「Taiwan」と「Taiwan Area」の二つ。後者はつまり「中華民国台灣地区」ということだ。政府のメンツに配慮した案であるが、「何でわざわざわれわれだけが『地区』と断らなければならないんだ。明らかに自分を卑下した名称だ。」という林秋琴弁護士の勇気ある一言で、前者の案が採択された。

翌年の横浜理事会で敏生はこの新しい名称を報告。この時、陳長文理事が突然、発言を要求してきただが、彼の立場としては已むを得ないところだ。時の会長ニユージーランドのHowie氏が日配せしきたのを、いたずらっぽく返礼して、暗黙のうちに事は済んだ。

その後、Taiwanの名称がAPAAの国際会議に使われ出すると、中国は「一中一台」の恐れありとして、入会に慎重な構えを見せはじめた。「Taiwan, China」に改名してくれと要求してきたが、譲らなかつた。ために中国は今だにオブザーバー、正式会員になつていない。

一九九四年秋、APAA総会が日本の新潟市で開催された。八百名を超す出席者は歴年の記録を破るものだった。欧米、殊にヨーロッパの弁理士が大勢加入しているFICPIとの共同主催セミナーは大成功だった。長男、林志剛弁護士が「台湾とガット」を主題にスピーチを行う機会を頂き、好評

を博してデビューを飾った。最終日のバンケットでは、満場一致で新任会長に選出された浅村皓先生の挨拶のスピーチが大変印象的だつた。

I P B A

弁護士会の選挙が終わつてまもなく、敏生は台北の弁護士陳長文、李念祖および呉綏宇の署名の手紙を受け取る。しばらくして呉綏宇が訪問。呉の話に敏生は興味を覚える。

韓國中央法律特許事務所の責任者である李丙昊氏が発起人となつて一九八四年、ソウルで創設されたアジア太平洋弁護士協会（略称APLA）はアジア太平洋地区の弁護士による連絡組織として、台湾側弁護士からも強い支持を受けていた。

APLAの第一回総会で、李氏が初代会長、わが国の葉潛昭および米、マレーシア、タイなどの弁護士がそれぞれ副会長に就任。年会は翌年台北で開かれる予定になつていた。ところがこの李丙昊。中国を入会させるため、勝手に台湾の名称を変えるという挙動に出る。もともと一風変わつた彼のやり方には、米、日、オーストラリアおよび東南アジア各国の理事からも反発があり、APLAを脱会して新たな組織を作ろうという動きが、多くの弁護士から出されているのだという。

敏生は当時、全国最大の弁護士会——台北弁護士会の理事長。APLAの創設には参与していなかつ

たが、新しい組織の樹立には欠かせない役者と思われたのだろう。弁護士徐小波氏から、「あなたが出るなら、支持しますよ。」という電話をもらつた彼は、新組織「環太平洋弁護士協会—Inter-Pacific Bar Association」（略称IPBA）の創設に勇躍参画。当然のべく、台湾弁護士界の代表人に納まつた。一九八九年十月に単身、日本に赴いたのも、APLAの元会員三宅氏に、事情を詳しく確かめるためだつた。翌年正月、ハワイで開かれた準備会議の席上、三宅氏から「副会長になつてほしいが、どうだろう？」と聞かれた敏生は、すかさず「Why not?」と答へている。三宅氏は濱田氏とともに著名な日本の国際弁護士。IPBA発足の立役者となり、その後、日本で国際弁護士業務に携わる多くの弁護士を会員にし、同会のマジョリティを占める有力な存在となつた。

汎太平洋地区の弁護士および同地区に業務関係のある他地域の弁護士のために組織されたこの連絡組織は、前記APLAから脱会した米、日、オーストラリア三名の元副会長、および集団脱会した執行メンバーにより共同発起されたものである。

中国の妨害工作を阻止するため、台湾はこのような国際組織において、慎重な態度を取らざるを得ない。IPBA創設の際も台湾側は、後々のことを考えて、「非政治的非営利的民間親睦職業団体」である旨の声明を出してほしいと、わざわざ要求している。台湾は「実力外交」の「民間組織」に活路を見い出すしかないということが、この頃ようやく皆にも分かつてきたようだ。政治のスローガンを叫んでも、統一や独立を論じても、国際場裏では通用しないのだ。

組織の主旨をこのように明確にし、第一回の発起準備総会で、わが国の弁護士が同組織の発起人の一人となることに各発起委員が合意してくれた。これでIPBAにおける地位は確固したものとなり、将来、中国が入会を申請しても、動搖する心配はなくなつた。

一方、頭の痛い代表権の問題においても、理事会の理事の席次は、「法域（Jurisdiction）」を基準とすることが決まり、また定款案文の中でも「自主、独立の法律制度を備えた区域」という明記がなされた。台湾と中国は法制度も違い、管轄権も別個の二つの法域だから、将来的にも代表権の問題は避けて通れる。

考えられることはすべて考えた。台湾弁護士たちの努力には並々ならぬものがあった。国の身分が定まらないということは、外交的心理的および実利の面でも、国民に計り知れない面倒をもたらすものだが、敏生には早くから心の準備ができていた。郷土愛に燃えて敏生は、IPBAの創設に全身全霊を傾けた。準備会でも東京の設立総会でも、彼は台湾の弁護士を引き連れ、代価を惜しまず、全力投球した。敏生はここでも、そのユーモアと鷹揚な外交手腕で、IPBAの中枢に入り込む。

一九九一年四月、東京で開かれた設立総会は空前の盛況であった。世界五十六ヶ国に一二三三人の会員をもつIPBAだが、この時の参加者は五三〇人を越えた。同総会で敏生は、理事の席を一つ確保。それぞれ吳綏宇と李宗徳弁護士が就任したほか、自らは三宅氏の誘いに応じて副会長に任じた。会長には日本の濱田氏が就任した。準会長となつたオーストラリアのRichard Marshall氏は翌年のシドニー大会で会長に就任。一九九三年の台北総会には、敏生が会長になる手はずである。

台北総会の開催にそなえて敏生は、設立当初から綿密な準備を始めている。第二回シドニー総会の際には、準会長として次期台北総会のテーマ「台湾、香港、中国の未来経済発展」を予告。台湾で進められていた「国家建設六ヶ年計画」に関連する問題も、中心議題として盛り込んだ。

台北総会の準備委員会幹事はTIPLOの劉宗欣弁護士が担当することになつた。彼はIPBA設立当初からの古参メンバー。一九九三年初頭から、弁護士通信で何度も案内を出し、IPBAの紹介

と総会への参加要請を大々的に行つた。I PBAの会員はこの時すでに六八ヶ国一五〇〇人に達する勢い。台湾の会員は八七名で、日本の四八一人、アメリカの二〇一人に次ぐ第三位の地位を占めていた。

会場の舞台設計、政官界への出席要請、記念品贈答、写真パネル製作から会員の宿泊手配まで、敏生は十ヶ月も前から周到な準備に取りかかっている。T I P L O の若い者が手足になつて働いてくれた。

懇請に懇請を重ねて、I PBA史上最高レベルの政府要人——李登輝総統から挨拶もいただけることになった。そして五月初め、待ちに待つ第三回総会が盛大に台北で開幕した。

総会の日程は三日間。会議は台北凱悦大飯店および台北国際会議センターで挙行。全世界三十数ヶ国の代表が出席した。

五月三日。開幕の当日は雨模様の天気だったが、会場係は七時半に持ち場に就いた。前日の登録に間に合わなかつた参加者の手続や、各界人士の入場案内など、てんてこ舞いの忙しさだ。

総会出席者は四七二名。うち四二七名が正式参加。四五名は随行員もしくは家族。台湾からの参加者は一一名。外国からは、米五九名、日本五五名、シンガポール三一名、オーストラリア三〇名、香港二七名、フイリピン一九名、韓国一五名が参加。第二回シドニー大会の規模を上回つた。

八時三十分。厳粛な雰囲気に包まれた国際会議センターに、司会を勤める劉宗欣弁護士の流暢な英文のアナウンスが響きわたつた。

李總統は八時四十分到着。舞台裏で敏生や各国の主要参加メンバーと歓談。簡単な挨拶のあと敏生が、「李總統は優秀なスポーツマンでもあります。」と紹介すると、總統は笑顔でスポーツ談義に花を

啖かせた。「ヘッドの走りをいかに速くするかで一日三十分は悩む。」というゴルフ好きの總統。「夫人もゴルフをなさるのですか?」の質問に、「たしなむ程度。Mr.Lin の夫人にはとてもかなわない。」と一言。

九時ちょうど。敏生は準備委員会の主任委員兼 I P B A 準会長として開幕を宣言。つづいて李登輝總統の入場を告げ、挨拶の言葉をいただいた。

李總統が出席されるとあって、参加者の家族から是非とも傍聴したいという要請。敏生は会場の一角に特別席をしつらえた。西洋の婦人方には、總統の東洋人離れした堂々とした体格が意外だつたようで、会議が終わつてからもひとしきり總統の話題で盛り上がつた。

開幕まぎわにちよつとしたアクシデントがあつた。討論の進行役をお願いしていた国際会議のベテラン記者、N H K の国谷ヒロ子女史が、突然身体の不調を訴えて台湾に来られなくなつてしまつたのである。準備委員会では緊急会議を開いて検討、米国貿易交渉代表署の副代表になつたこともある Mr.Lynn Williams に白羽の矢を立て、さつそく彼にバトンタッチ。貿易交渉でアジア太平洋各国を熟知している彼は、話のつぼを良く心得ている。会場の雰囲気を自在にコントロールする絶妙の進行だつた。

舞台上。半円形にしつらえた座席に七人のパネラーが着席。台湾の学者田弘茂教授と徐小波弁護士の両名が基調発言をした後、進行役を介して、会場の参加者と質疑応答が進められる。舞台の上と下が一体となつて、会議はいやがうえにも盛り上がつた。

舞台の装飾は花壇のほかに、敏生自慢の巨大写真パネル。台湾最高峰玉山（新高山）の雄姿は、主催地台湾の意氣軒昂を表現したもの。台湾の特色をいかに出そうかと日夜苦心していた敏生は偶然に

この玉山の写真を見て感激。廣告会社から十二万元で版権を入手。デザイン配置を工夫して舞台正面に掲げた。効果抜群であつた。

総会の縁で台湾を訪れた外国の友人たちに、一生の思い出になる深い印象を。敏生の心づかいは、総会のすみずみに行き届いていた。

その晩の歓迎レセプションには法務部長馬英九氏を招待。案の定、この若くてユーモアのある大臣は、会場の来賓たちから高い評価を受けた。台湾の民主化を象徴する人物として民進党の立法委員張旭成氏にも、馬部長に続いて挨拶をお願いした。民主政党政治を高らかに謳い上げる彼に、民主化の進む台湾の最近の大きな変化が印象づけられた。

最終日五月五日。「国家建設六ヶ年計画」をテーマとする討論には、張旭成氏に再登場いただいた。彼の発言を通じて、対外的に台湾の経済力を誇示すると同時に、政府に対し提案を行うという一石二鳥の日論見は図に当たつた。

故宮博物院、中正記念堂の見学。夜は中泰賓館でモンゴル焼肉。IPBA台北総会は歓声の沸き起ころ中、三日間の日程を無事終了した。台北総会の成功は、帰国後、来賓の方々から続々と寄せられた感謝状の山が物語っている。

「IPBA台北総会はわが国弁護士界の榮誉であると同時に、わが国国民外交の成功でもある。わが国の人士が初めて国際的な弁護士組織の会長になり、協会の理事にも多数が就任した。これはわが国弁護士団体が、国際業務の上で果たしている役割と実力を示すものである。」という高い評価も受けた。

台北総会の空前の成功にプレッシャーを感じたのが次期第四回総会の開催地シンガポール。敏生と

劉宗欣の二人は一九九三年十月、現地へ視察に赴いた。敏生はここで、シンガポール Khatter Wang 事務所黃祥勇弁護士を通じ、大陸の弁護士と接触をもつた。内容は他でもない、中国の I P B A 入会の件であつた。

中国側は弁護士協会副会長の徐景風氏と同國際関係委員会から馮弁護士が出席。徐氏が本場の北京語で口火を切つた。「林弁護士はいつぞろ内地、……いや大陸に行かれるつもりですか？」

敏生は「今は忙しすぎて、弁護士会に大陸委員会の人人がいるから、行きくなつたらその人に段取りしてもらいます。」

徐氏はなお続けて、「大陸風の言い方をすれば、あなたは台湾弁護士界の実権派。台湾の弁護士を連れて北京に来てください。両岸弁護士界の協力など、色々お話ししましょう。」

彼の話を総合すれば、つまり大陸の弁護士は I P B A に加入したいが、それについては「小さな要求」がある。現在の名称「Taiwan」を「Taiwan, China」に改めてほしい、というもの。

敏生はその場で、「小さな問題だとあなた方には映るかもしぬれど、名称の件は I P B A が民主的な手続を経て決定したもの。尊重していただきたい。」と答えた。

敏生の厳しい態度を見た徐景風氏。「中国の領土は寸土たりとも分割できない」という毛沢東の言葉を引用。話は毛沢東一邊倒の様相を帯びてきた。あげくに毛沢東の詩まで吟じられたから堪らない。敏生は笑いながら、「そんなに偉大な人がまたどうして文化大革命なんぞ。」と皮肉つたが、当人は馬耳東風。さつとやり過ぐして、またぞろ毛沢東贊美に熱を上げた。

雰囲気を和らげようと横から黄弁護士が話題を転じ、本業の法律問題に。敏生がそこで、「人治はやはり法治に及ばない。」と述べると、黄弁護士はしげく同感という様子を示した。

敏生は十一月のIPBA理事会で早速、この時の経緯を報告。その上で台湾が、自主権を侵害するものでなければ、どの国でも諸手で歓迎。中国を毛嫌いしている訳ではないことを付け加えた。「ChinaでもP.R.C.でも、あるいはGreat China どもよい。台湾の独自の法域における自主権を尊重してくれれば、それでよいのだ。」

自らの立場を堅持するのは容易なことではない。国際業務に携わる弁護士事務所にとつて、大陸進出は明らかにビジネスチャンスである。名称問題は台湾と大陸だけのこと。いわば対岸の火事だから、台湾のためにひと肌脱ごうという奇特な人はいない。大陸の新天地。魅力を感じない人はいないだろう。しかも最近は「資本主義化」がかなり進んで、高級幹部の中には、国際的なビジネスに乗り出そうという人も少なくない。さかんに外国へモーションをかけている。IPBAに入会できればそれに越したことはないのだ。

敏生の報告と憲章の明文規定が、中国の策動を抑える効果を發揮した。敏生と親交篤い代表たちも、彼を支持する態度を明確に示してくれた。

劉宗欣は会議のあとインタビューに答えて、次のように述べている。

「憲政の観念のある弁護士ならば、彼の視点は容易に受け入れられるとと思う。IPBAは独自の法域をもつて区分しているが、これはわが国現状の国際交流関係に最適の方式だ。外交のモデルとして応用できれば、これまでのようには、自ら活路を絶つようなことはしなくともよくなる。歴史の重荷から解放されるのも夢ではない。」

一九九四年五月初め、シンガポール総会が開催されると、敏生夫妻は当地で丁重なもてなしを受けれる。宿泊はシャングリラホテルのプレジデントスイートだった。総会が終わって敏生はやつと、会長

の重任から解かれる。在職中、世界最大の弁護士組織IBAと、アジアでもつとも歴史のある法律協会LAW ASIAが、アジア地区への進出をかけ、ともにIPBAと表面上は友好関係を結びながら、その実、繩張り争いを繰り広げるとといった問題も起こったが、敏生の独壇場。自らの立場を明示しながら、陰に陽に外交手腕を發揮。むずかしい国際間の調整に力を尽くした。

シンガポール総会開催前、マレーシアで理事会が行われたが、ある晩、LAからIPBAの理事が招待を受けたことがあつた。席上、敏生は謝辞の中で、「IPBAとLAが敵になるか味方になるかは、LAのやり方次第だが、今日はじめてお会いした印象では、LAの会長はとても愛嬌のある（lavable）お方のようだ。これなら友達になれそうだ。」と述べると、満場爆笑の渦。敏生はここでもまた、得意の機知で、あこぐちない雰囲気を和らげた。

国際舞台におけるきら星のような数々のパフォーマンスで敏生は、「なかなか手強い相手だ」という印象を各国の人士に与えたようだ。「Tough President」。誰が言い出したのか、そんなあだ名を頂戴している。

台北総会のあと、台北弁護士界の実力をかいま見た各国の友人たちは、台湾が単なるパワー・ボリティクスの犠牲者に甘んじていないことを知り、国際都市台北のイメージを持ち返った。IPBA秘書長の三宅氏は、「台湾の存在を誰が無視できるか？」と機会あるごとに述べている。

これこそ敏生が求めていた事。そして彼は、それを確実にやりとげたのだ。